

第 1 回農業災害補償制度検討会会議次第

日 時 平成 1 3 年 1 1 月 2 2 日 (木)
1 3 時 3 0 分 ~ 1 6 時 3 0 分
場 所 農林水産省特別共用会議室
(郵政事業庁 2 階)

1 開 会

2 あ い さ つ

3 出 席 者 の 紹 介

4 座 長 の 選 出

5 議 事

(1) 資料説明

- ・ 農業災害補償制度検討会の開催について
- ・ 農業災害補償制度の現状
- ・ 農政の変遷と農業災害補償制度の対応
- ・ 農業災害補償制度検討の視点
- ・ 農業災害補償制度検討会スケジュール (案)

(2) 質疑・意見交換

6 閉 会

農業災害補償制度検討会の開催について

平成 13 年 10 月
農林水産省 経営局

1 趣旨

農業災害補償制度は、国の農業災害対策の根幹として、昭和 22 年に発足以来、累次にわたる改正を経て、共済目的の拡大、補償内容の充実等を図りつつ、我が国農業経営の安定に大きく寄与してきたところである。

しかしながら、近年、我が国農業をめぐる状況は、農地面積の減少、担い手農家の減少・高齢化など大きく変化してきており、このような厳しい状況の下、農業災害補償制度についても、その機能が十分発揮されるよう、農業経営における経営マインドの醸成や制度の効率的・安定的な運営に資する等の観点から検討を行うことが必要となっている。

こうした状況を踏まえ、今後の農業災害補償制度のあり方を検討するに当たっては、地域における営農の実態や担い手農家のニーズを踏まえつつ、農業者、農業団体、学識経験者等の意見を幅広く反映させる必要があることから、農業災害補償制度検討会（以下、検討会という。）を開催し、意見の聴取を行うこととする。

2 検討の進め方

- (1) 幅広い視点からの意見を聴取するために、別紙の農業者、農業団体、学識経験者等から構成される検討会を 11 月より月 1 回程度開催する。第 1 回検討会は、11 月中下旬に開催予定である。

なお、検討会に提出した資料、検討会における議事の概要は、原則として、公表するものとする。

- (2) 検討会の庶務は、経営局保険課が担当する。

(別紙)

農業災害補償制度検討会委員名簿

(敬称略)

委員

(共通メンバー)

伊井 清 い い せい し	高知県香美郡農業共済組合参事
海野 研一 うんの けんいち	全国牛乳普及協会会長
小沢 健二 おざわ けんじ	新潟大学経済学部教授
岸 康彦 きし やすひこ	愛媛大学農学部教授
北村 歩 きたむら あゆむ	(有)六星生産組合代表取締役社長(石川県)
戸川 武志 とがわ たけし	全国農業共済協会常務理事
新山 陽子 にいやま ようこ	京都大学大学院農学研究科助教授
平林 利夫 ひらばやし としお	北海道農業共済組合連合会会長
福田 誠 ふくだ まこと	農林漁業金融公庫副総裁
丸山 啓一 まるやま けいち	山形県農業共済組合連合会参事
森田 克巳 もりた かつみ	大分県農業共済組合連合会会長
山田 俊男 やまだ としお	全国農業協同組合中央会専務理事

(共済事業別メンバー)

太田 良治 おおた りょうじ	農業者(新潟県見附市・水稲)(農)
円谷 浩子 つむらや ひろこ	農業者(福島県須賀川市・水稲)(農)
松井 実 まつい みのる	農業者(島根県大社町・水稲)(農)
倉岡 愛子 くらおか あいこ	農業者(鹿児島県吾平町・繁殖牛)(家畜)
長濱 洋一 ながはま よういち	農業者(北海道長沼町・乳牛)(家畜)
菅井 税 すがい みつぐ	農業者(千葉県干潟町・養豚)(家畜)
獺口 琢也 おそぐち たくや	農業者(和歌山県湯浅町・果樹)(果・畑・園)
平 和男 ひら かずお	農業者(北海道新得町・畑作)(果・畑・園)
葉山伊佐夫 はやま いさお	農業者(愛知県渥美町・施設園芸)(果・畑・園)

(備考)

1. 共通メンバーは、すべての検討に出席する。
2. 共済事業別メンバーは、共通検討項目の検討に出席するほか、(農)は農作物共済、(家畜)は家畜共済、(果・畑・園)は果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の検討に出席する。

農業災害補償制度の現状

平成13年11月

目 次

食料・農業・農村基本法における農業共済	1
農業災害補償制度の概要	2
農業共済事業の運営状況	1 1
1 農業共済事業の事業実績	1 1
2 農業共済団体の組織	1 7
3 農業共済関係予算の推移	2 0

食料・農業・農村基本法における農業災害補償制度

- (1) 農業災害補償制度は、自然災害、病虫害等の農業災害によって受ける損失を保険の仕組みにより補てんすることにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。
- (2) 食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画において、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づく農業災害補償制度の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てん等の施策を講ずることとされており、今後も、農業災害補償制度は、農業の持続的な発展に関する施策として重要な施策の一つである。

食料・農業・農村基本法(抄)

第2章 基本的施策

第3節 農業の持続的な発展に関する施策

(農業災害による損失の補てん)

- 第31条 国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本計画(抄)

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に満たすべき施策

2 農業の持続的な発展に関する施策

(11) 農業災害による損失の補てん

災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、農業災害補償法に基づく農業災害補償制度の適切な運用を通じた災害による損失の合理的な補てん等の施策を講ずる。

農業災害補償法(抄)

〔目的〕

- 第1条 農業災害補償は、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。

農業災害補償制度の概要

(1) 共済事業の種類と対象品目

事業の種類

- ・ 農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設の各共済事業を実施する。
- ・ 農作物共済及び家畜共済は必ず実施することとされている。

対象品目

- ・ 各共済事業の対象品目は、農業者のニーズ等を踏まえ、順次追加されてきている。

事業の種類と対象品目

事業の種類	共済目的（制度の対象となっている品目）
農作物共済	水稻、陸稻、麦
家畜共済	牛（肉牛の子牛・胎児を含む）、馬、豚
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、ホップ、茶、蚕繭
園芸施設共済	特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）

- (注) 1. 果樹共済には、果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済がある。
2. 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑及びゆずをいう。
3. それぞれの地域においては、農業共済組合等が定款等で定める品目が対象とされている。

(2) 機構

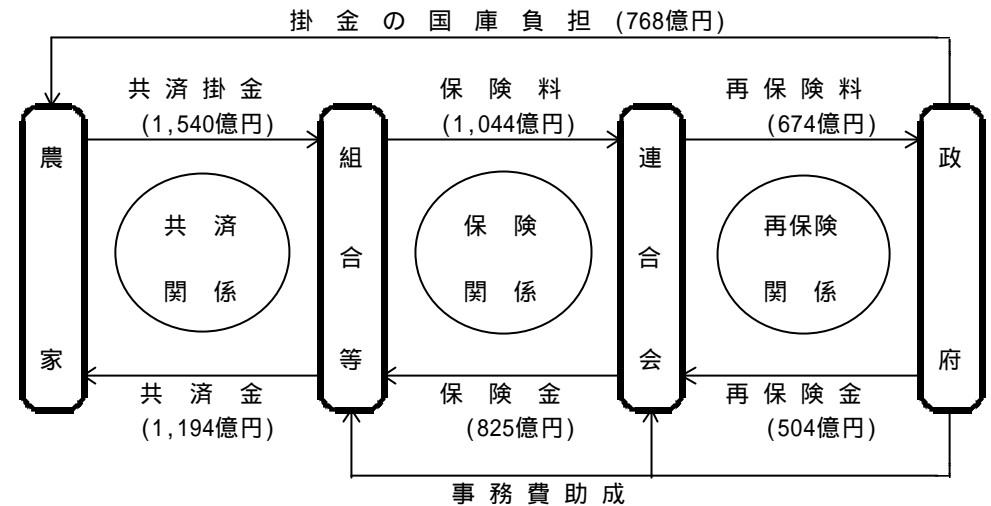
- ・ 保険の仕組みを利用して被災農家の損失を補てんしている。
- ・ 農業共済組合（又は市町村(注)）、農業共済組合連合会、政府の三段階制で運営し、危険を分散している。
- ・ 地域の意向により、農業共済組合、政府の二段階での運営も可能であり、現在、1県（熊本県）で実施している。
- ・ 農家が支払う共済掛金及び農業共済団体等の事務費の一部を国が負担している。
- ・ さらに、農業共済団体等の事業の健全な運営に資するため、農林漁業信用基金が保険金又は共済金の支払に関して必要とする資金の貸付等を実施している。

(注) 市町村での実施について

- ・ 組合の事業規模が極めて零細で、独立の法人として業務を執行するための経費が増嵩する等の場合には、農家の要望により組合からの申し出を受けて市町村が共済事業を実施できることとされている。
- ・ 近年、農業共済組合等の組織整備が進められる中で、共済事業を行う市町村が共同して一部事務組合を組織し、共済事業に関する事務を共同して処理する形態のものがある。

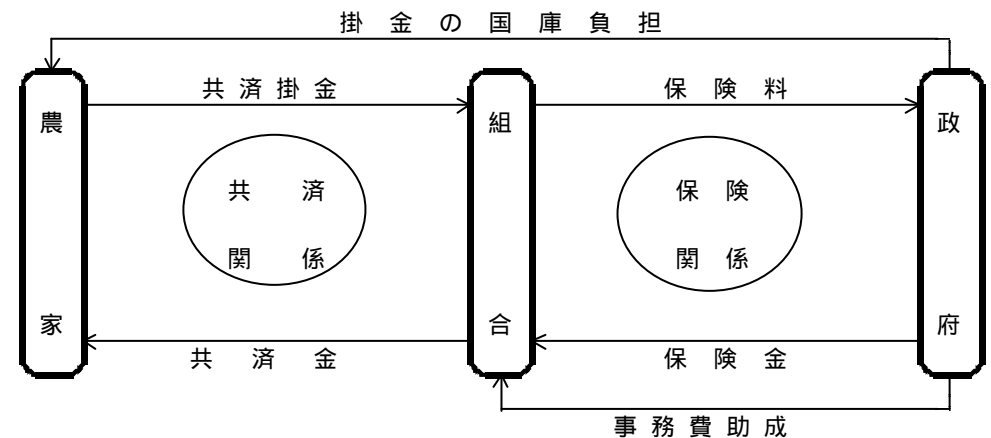
農業災害補償制度の機構

< 三段階制 >



(注) 金額は平成11年産(年度)の実績である。

< 二段階制 >



(3) 加入

加入資格者

- 各共済事業の加入資格者は、加入資格基準以上の規模の耕作等の業務を営む者であり、かつ、組合等の区域内に住所を有する者となっている。
- 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済においては、個々の農業者（個人又は法人）のほか、一定の要件を備えた農業生産組織もその組織単位で加入することができる。

各共済事業の加入資格基準

事業名	加入資格基準
農作物共済	水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が10a以上 (北海道は30a以上)
家畜共済	なし 〔牛、馬又は豚について養畜の業務を営む者はすべて加入 することができる。〕
果樹共済	共済目的の種類等ごとに5～30aの範囲内で組合等が定める面積以上
畑作物共済	共済目的の種類等ごとに5～30a(北海道は30～1ha)の範囲内で組合等が定める面積以上
園芸施設共済	所有又は管理する特定園芸施設の設置面積(ガラス室は2倍換算)の合計が2～5aの範囲内で組合等が定める面積以上

(注) 共済目的の種類等とは、品種、栽培方法等に応じて定めた区分(果樹共済のりんごの例：早生、中生、晩生)である。

農作物共済の当然加入

- 農作物共済（水稲、陸稲、麦）においては、一定規模以上の耕作の業務を営む者は、当然に加入することとなっている。
- 当然加入制は、
 - ア 水稲等が我が国の農業の基幹作物として重要な位置づけにあり、今後も全国レベルでの生産維持・確保が不可欠であるので、災害対策においても万全を期す必要があること
 - イ 併せて、これら作物は、全国的に作付けされており、被害態様も多種多様であるため、保険母集団を確保して危険分散を図り、保険制度の安定的な運営を図る必要があること等の観点から採られているものである。

農作物共済の当然加入基準

以下の範囲内で都道府県知事が定める面積

適用地域	共済目的	範囲
都 府 県	水 稲	20 a ~ 40 a
	陸稲・麦	10 a ~ 30 a
北 海 道	水稲・陸稲	30 a ~ 1 ha
	麦	40 a ~ 1 ha

水稲共済の規模別加入状況（平成12年産）

規 模	引受面積		引受戸数		引受面積	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
			千戸	%	千ha	%
10 a 未満	109	4.6	8	0.5		
10 ~ 20 a 未満	412	17.4	62	3.9		
20 ~ 30 a 未満	401	17.0	99	6.3		
30 ~ 40 a 未満	302	12.8	105	6.6		
40 ~ 50 a 未満	221	9.3	99	6.2		
50 ~ 100 a 未満	531	22.5	371	23.4		
100a以上	390	16.5	845	53.2		
	2,365	100.0	1,588	100.0		

(4) 損失補てんの引受方式

- 基本的には、収量補償方式（一筆単位方式、半相殺農家単位方式及び全相殺農家単位方式）がとられているが、農家ごとの販売量及び生産金額を出荷団体の資料により確実に把握できる品目及び地域については、災害収入共済方式を実施している。

収量補償方式

個別品目につき、災害のために収量が減少した場合、収量の減少に対して補てん（例えば、水稻については収量の減少のみを補てんし、品質の低下は補てんの対象としない）。

災害収入共済方式

災害による減収又は品質の低下により収入が減少した場合、収入の減少に対して補てん。

- 家畜共済、果樹共済（樹体共済）及び園芸施設共済の資産を対象とするものは、資産の損害額に応じて補てんされる。

引受方式の区分（農作物共済の場合）

引受方式	対象作物	内 容
一筆単位方式	水稻、陸稻、 麦	耕地一筆ごとの減収量（その耕地の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその耕地の基準収穫量の3割を超えるとときに共済金を支払う。
半相殺農家単位方式	水稻、麦	農家の被害耕地に係る減収量の合計がその農家の基準収穫量（その農家の耕地ごとの基準収穫量の合計）の2割を超えるとときに共済金を支払う。
全相殺農家単位方式		農家の減収量（その農家の基準収穫量から収穫量を差し引いた数量）がその農家の基準収穫量の1割を超えるとときに共済金を支払う。
災害収入共済方式	麦	農家ごとに農作物の減収又は品質の低下がある場合、その農家の生産金額が基準生産金額の9割に達しないときに共済金を支払う。

（注）・基準収穫量とは、いわゆる平年収穫量のこと、組合等が耕地ごとに設定する。

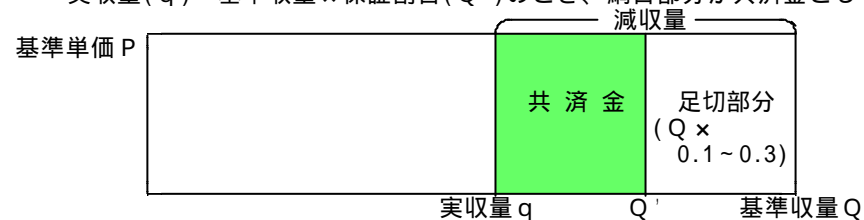
・基準生産金額とは、いわゆる平年の生産金額で、農家ごとに過去5か年の出荷資料等を基礎として組合等が設定する。

・麦の災害収入共済方式以外の引受方式は、類区分（春まき、秋まき等の作付時期や麦種別）ごとの共済金の支払となっている。

補てんの仕組み

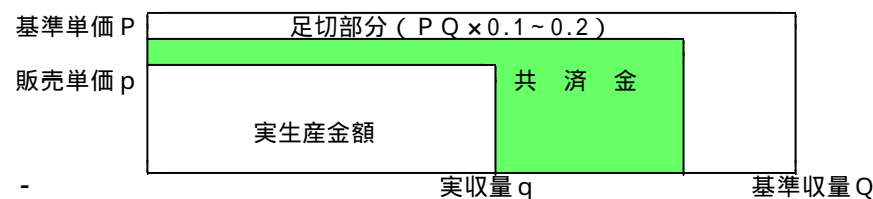
収量補償方式

実収量(q) < 基準収量 \times 保証割合(Q')のとき、網目部分が共済金として支払われる。



災害収入共済方式

実収量(q) < 基準収量(Q)で、かつ、 $p q < P Q \times$ 保証割合(8~9割)のとき、網目部分が共済金として支払われる。



(5) 引受方式の選択

- ・ 引受方式は、基本的に組合等の単位による選択となっている。
- ・ 農作物共済、果樹共済及び畑作物共済の全相殺農家単位方式及び災害収入共済方式は、農林水産大臣が指定する地域においてのみ実施することを基本としている。
- ・ このように引受方式の選択が個々の農家に委ねられている場合は、比較的少ないものとなっている。

主な引受方式

事業の種類	引受方式	引受方式の選択
農作物共済	一筆単位方式	組合等が定款等で定める。
	半相殺農家単位方式	
	全相殺農家単位方式	農林水産大臣が指定する地域で実施。
	災害収入共済方式(麦)	
家畜共済	包括共済 特定包括共済(肉豚) 個別共済(種雄牛・種雄馬)	農家が選択。
果樹共済	半相殺農家単位方式	組合等が定款等で定める引受方式の中から農家が選択。 〔及びは農林水産大臣が指定する地域で実施。〕
	・減収総合方式	
	・特定危険方式	
	全相殺農家単位方式	
	・減収総合方式	
	・品質方式	
災害収入共済方式		
畑作物共済	半相殺農家単位方式	対象作物により引受方式が決定。 〔のうち大豆は農林水産大臣が指定する地域で実施。〕
	全相殺農家単位方式	
	災害収入共済方式(茶)	農林水産大臣が指定する地域で実施。
園芸施設共済	園芸施設1棟ごと	

(注) この他、農作物共済、家畜共済及び園芸施設共済においては、共済事故の一部を除外することができる。

(6) 共済金額

共済金額は、共済目的が共済事故により損害を生じたとき、組合等が加入者に支払う共済金の最高限度額のことである。

(一般損害保険における「保険金額」に相当する語)

共済金額の算定例

・農作物共済(収量補償方式)の場合

$$\text{共済金額} = \text{単位(キログラム)当たり共済金額} \\ \times \text{基準収穫量(平年収量)} \times \text{引受割合(7 ~ 9割)}$$

(注)・単位当たり共済金額 = 組合等が定款等に定めた場合には、農家が複数の単位当たり共済金額の中から選択することが可

・引受割合 = 一筆方式 : 7割、半相殺方式 : 8割、全相殺方式 : 9割

・農作物共済(災害収入共済方式)の場合

$$\text{共済金額} = \text{基準生産金額(平年的な生産金額)} \times \text{付保割合(4 ~ 9割)}$$

(注)付保割合 = 9割 ~ 最低付保割合(4 ~ 6割の範囲内で組合等が選択)の範囲内で農家が選択

・家畜共済の場合

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

(注)・共済価額 = 家畜の価額の合計額

・付保割合 = 8割 ~ 最低付保割合(2 ~ 4割の範囲内で組合等が選択)の範囲内で農家が選択

(7) 共済掛金率

- ・ 共済掛金算定の基礎となる率であり、過去一定年間の被害率に基づき算定される。
- ・ 共済掛金率は、基本的には組合等の区域で設定されるが、組合等は、農家ごと又は集落ごとの被害の発生状況等に応じた危険段階別の共済掛金率の設定ができることとなっている。

(参考)

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

(8) 共済掛金国庫負担

- ・ 農業は、自然に支配されることが大きい産業であることから、農業災害の被害率は、例えば一般の損害保険等における被害率に比べて極めて高い。
- ・ このため、共済掛金率が高くなることから、農家の掛金負担の軽減を図るため、国は共済掛金について一定の負担を行っている。

共済掛金の国庫負担割合

事業	負担割合
農作物共済	水稻・陸稻..... 50%
	麦.....超過累進方式 基準共済掛金率の 3%以下の部分..... 50% 基準共済掛金率の 3%を超える部分... 55%
家畜共済	50% (ただし、豚は40%)
果樹共済	50%
畑作物共済	55% (ただし、蚕繭は50%)
園芸施設共済	50%

(9) 損害評価 (水稲共済の事例)

組合等、連合会及び政府の三段階制を採り危険を分散していることから、損害評価は、各段階において以下のように行うこととされている。

組合等

- 農家から損害通知のあったすべての耕地について、収穫前に、評価地区担当の損害評価員による収穫量の調査を、主として検見の方法により行う (悉皆調査)

* 組合等の損害評価員数
= 約 16万4千名 (平成12年度全国及び各事業の合計)

- その後、評価地区ごとに一定数の耕地を抽出し、組合等の損害評価会委員及び組合等職員による収穫量の調査を、検見又は実測の方法により行い、必要に応じて悉皆調査の結果を修正し、評価地区間の調整を図る。

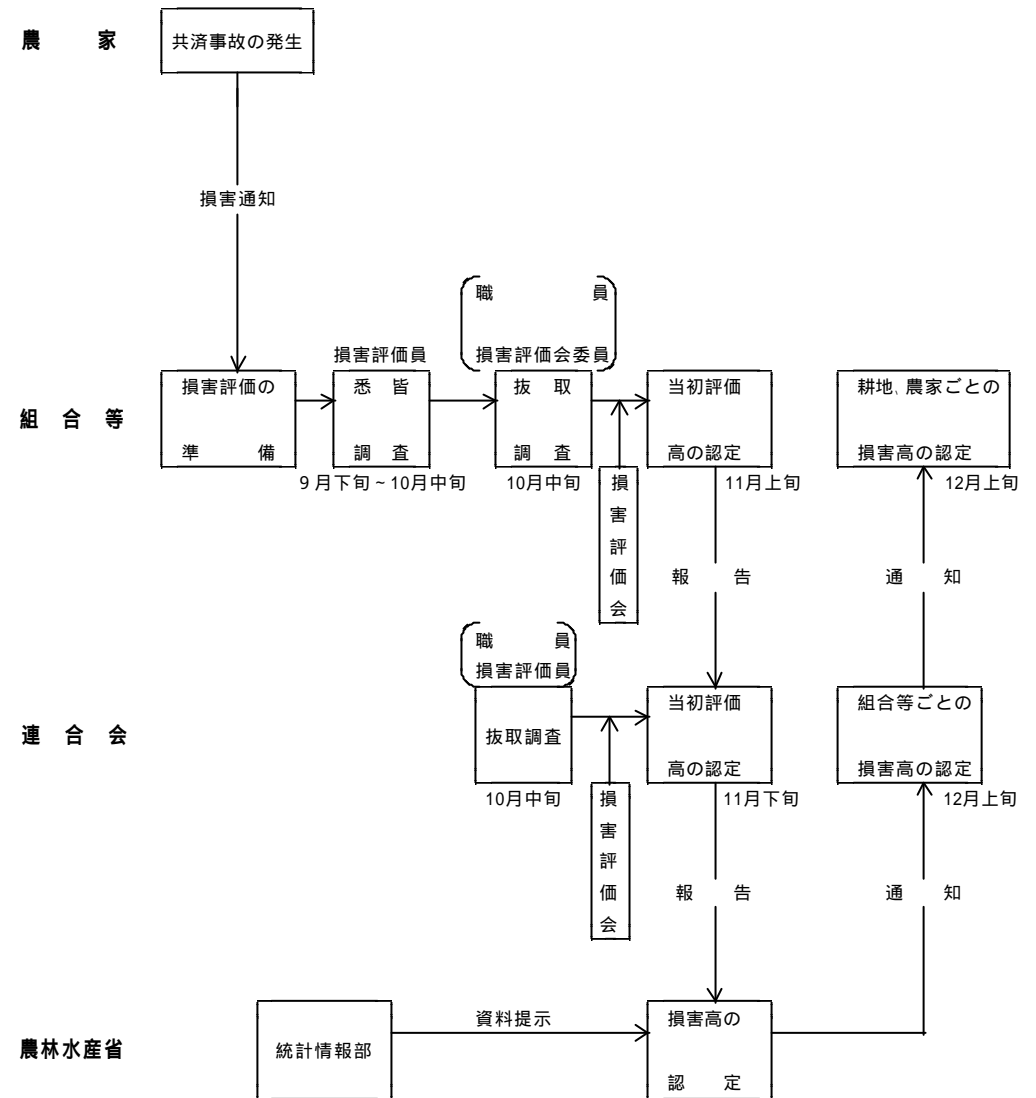
連合会

組合等の現地調査終了後、組合等ごとに一定数の耕地を抽出し、連合会の損害評価員及び連合会職員による収穫量の調査を、主として実測の方法により行い、必要に応じて組合等の損害評価高を修正し、組合等間 (県下の) 調整を図る (連合会抜取調査)。

農林水産省

統計資料等を基に連合会ごとの損害評価高を審査し、必要に応じて修正することにより損害評価高を認定する。

損害評価のフローチャート



農業共済事業の運営状況

1 農業共済事業の事業実績

(1) 平成12年産(年度)の引受状況

- 各事業を通じての延べ加入農家数は309万戸。
- 引受率は、資産価値が高く病傷給付のある大家畜及び一定規模以上の農家が当然に加入することとなっている水稻・麦については比較的高位であり、畑作物及び園芸施設ではおおむね5割であるが、果樹では24%、肉豚では14%と低位である。
- 共済金額の総額は3兆94億円で、そのうち農作物共済が53%、家畜共済が24%。
- 共済掛金の総額は1,459億円で、そのうち約5割を国庫負担。

農業共済事業の引受実績(平成12年産)

事業名	引受戸数	引受数量	引受率	共済金額	共済掛金
農作物共済	千戸 2,469	千ha 1,782	%	億円 15,815	億円 594
水稻	2,365	1,588	90.1	14,990	484
陸稲	2	1	8.0	2	0.3
麦	102	193	81.6	823	110
蚕繭共済	7	32千箱	86.0	13	0.3
家畜共済	134	千頭 5,557		7,334	628
乳用牛	29	1,567	100.0	3,038	398
肉用牛	98	2,379	64.1	3,592	188
馬	4	40	89.5	493	16
種豚	2	154	15.4	80	11
肉豚	1	1,417	14.4	130	14
果樹共済	134	千ha 50		1,335	80
収種	129	49	23.7	1,260	79
樹体	5	1	3.8	75	1
畑作物共済	97	185	50.5	1,282	89
園芸施設共済	246	25	45.9	4,315	68
合計	3,088			30,094	1,459

(注) 1. 引受率は、面積、頭数又は箱数によるものである。

2. 家畜共済、果樹共済及び園芸施設共済は年度の数値である。

(2) 引受率の推移

- ・ 資産価値が高く病傷給付のある大家畜及び一定規模以上の農家が当然に加入することとなっている水稲・麦については比較的高位で推移している。
- ・ 畑作物及び園芸施設は、近年、おおむね5割の水準で推移している。
- ・ 肉豚及び果樹は、若干の変動はあるものの、肉豚は12～20%、果樹は22～25%程度で推移しており、引受が伸び悩んでいる。

農業共済事業の引受率の推移

(単位 : %)

事業名	年 産	昭和	平成				
		6 0	2	7	1 0	1 1	1 2
農作物共済							
	水 稲	90.3	90.2	90.6	90.4	90.3	90.1
	陸 稲	34.0	22.6	15.7	9.7	9.3	8.0
	麦	74.7	76.8	80.5	80.3	81.2	81.6
蚕 繭 共 済		90.3	85.0	88.8	87.6	87.2	86.0
家 畜 共 済							
	乳用牛	88.7	93.6	99.0	100.0	100.0	100.0
	肉用牛	62.2	64.5	62.7	63.7	63.5	64.1
	馬	81.1	90.6	99.5	93.9	89.6	89.5
	種 豚	20.6	19.6	17.0	15.6	15.2	15.4
	肉 豚	13.1	21.7	13.8	12.2	12.6	14.4
果 樹 共 済							
	収 穫	24.7	21.8	25.2	25.6	25.0	23.7
	樹 体	5.0	3.9	4.7	4.2	3.9	3.8
畑作物共済		39.7	41.4	50.1	49.0	49.3	50.5
園芸施設共済		33.4	44.3	46.4	46.7	46.0	45.9

(注) 1 . 引受率は、面積、頭数又は箱数によるものである。

2 . 家畜共済、果樹共済及び園芸施設共済は年度の数値である。

(3) 共済金額の推移

- 平成12年産(年度)の共済金額の総額は約3兆円で、このうち水稲が約1兆5千億円と5割を占めている。
- 共済金額の総額は、近年、農作物共済の共済金額が減少したこと等から、やや減少傾向となっている。

農業共済事業の共済金額の推移

(単位：億円)

事業名	年産		昭和 60	平成 2	7	10	11	12
	昭和 60	平成 2						
農作物共済			23,283	19,130	19,258	16,359	16,140	15,815
水稲			22,098	17,963	18,526	15,635	15,356	14,990
陸稲			30	15	7	3	2	2
麦			1,156	1,151	725	722	782	823
蚕繭共済			567	337	58	21	16	13
家畜共済			6,626	8,668	8,032	7,487	7,380	7,334
乳用牛			2,850	3,354	3,259	3,109	3,056	3,038
肉用牛			3,096	4,308	3,978	3,654	3,585	3,592
馬			323	497	524	488	493	493
種豚			150	129	89	78	75	80
肉豚			208	380	182	158	170	130
果樹共済			1,289	1,060	1,544	1,430	1,397	1,335
収種			1,175	986	1,452	1,349	1,314	1,260
樹体			113	74	92	81	84	75
畑作物共済			1,324	1,301	1,271	1,314	1,266	1,282
園芸施設共済			2,536	3,314	4,257	4,260	4,312	4,315
合計			35,625	33,810	34,416	30,871	30,512	30,094

(注) 家畜共済、果樹共済及び園芸施設共済は年度の数値である。

(4) 共済掛金

- 平成12年産(年度)の共済掛金の総額は1,459億円、このうち農家負担額は731億円、国庫負担額は728億円であり、平均国庫負担割合は49.9%である。
- 農家1戸当たり平均の共済掛金は、水稲では約1万円であるが、家畜の多頭飼養化の進展に伴い、乳用牛では約69万円、肉豚では約182万円となっている。

共済掛金の状況(平成12年産)

事業名	総額	国庫負担	農家負担	1戸平均	10a、1頭平均
				円	円
農作物共済	59,439	30,145	29,294		
水稲	48,384	24,192	24,193	10,229	1,523
陸稲	34	17	17	7,227	3,093
麦	11,021	5,937	5,084	49,890	2,634
蚕繭共済	35	17	17	2,424	542
家畜共済	62,763	30,333	32,429		
乳用牛	39,840	19,715	20,125	689,669	12,843
肉用牛	18,806	8,993	9,814	99,690	4,126
馬	1,575	617	958	237,781	24,009
種豚	1,125	443	683	383,049	4,429
肉豚	1,416	567	850	1,819,853	598
果樹共済	7,977	3,989	3,989		
収種	7,893	3,947	3,947	40,057	8,128
樹体	84	42	42	9,233	3,128
畑作物共済	8,879	4,884	3,996	41,019	2,159
園芸施設共済	6,777	3,383	3,394	13,797	13,805
合計	145,870	72,751	73,119		

(注) 家畜共済、果樹共済及び園芸施設共済は年度の数値である。

(5) 共済金の支払状況

- ・ 農業共済事業は、自然災害、病虫害等の農業災害によって受ける損失の補てんを対象としているため、共済金の支払額は、自然災害等の多寡により変動する。
- ・ 最近では、特に平成5年の大冷害の際に、水稻を中心に約5,500億円という共済金を支払い、災害による損失を補てんし、農家の経営安定に寄与した。
- ・ 家畜共済の共済金は、自然災害の多寡により支払額が大きく変動する農作物共済等と異なり、毎年、600億円程度を支払っている。

共済金の支払状況の推移

(単位：億円)

	平成5	6	7	8	9	10	11	12
農作物共済	4,475.5	174.1	337.6	215.5	120.5	336.5	319.3	94.0
水 稻	4,394.2	119.3	149.2	60.0	57.6	246.5	217.2	29.2
陸 稻	1.7	2.9	1.0	1.6	0.2	0.2	0.4	0.1
麦	79.6	51.9	187.4	153.9	62.7	89.8	101.7	64.7
蚕 繭 共 済	5.0	2.1	0.9	0.4	0.3	0.5	0.4	0.2
家畜共済	705.8	682.9	632.4	624.5	611.1	626.9	631.0	621.8
乳用牛	426.4	418.2	402.7	407.5	393.9	405.3	411.0	408.8
(うち病傷)	(200.5)	(195.6)	(197.3)	(201.7)	(195.8)	(197.3)	(198.2)	(190.0)
肉用牛	209.7	199.5	185.2	177.8	176.9	181.9	180.6	173.8
(うち病傷)	(95.0)	(90.3)	(87.7)	(90.1)	(90.8)	(93.1)	(94.9)	(93.1)
馬	17.9	17.7	16.8	16.0	17.6	15.7	14.6	14.7
(うち病傷)	(4.0)	(4.1)	(4.1)	(4.1)	(4.1)	(4.1)	(4.1)	(4.2)
種 豚	17.0	15.7	13.1	11.1	10.7	10.9	10.2	10.0
(うち病傷)	(3.4)	(3.2)	(2.8)	(2.6)	(2.5)	(2.5)	(2.3)	(2.3)
肉 豚	34.8	31.8	14.5	12.0	12.0	13.1	14.6	14.5
果樹共済	95.0	67.4	58.9	79.5	72.3	97.0	103.3	(48.5)
収 穫	94.5	66.7	58.4	78.9	71.8	96.4	102.7	(47.9)
樹 体	0.5	0.7	0.5	0.5	0.5	0.6	0.5	0.6
畑作物共済	132.8	72.3	32.7	79.5	44.2	75.4	58.9	67.1
園芸施設共済	72.9	35.4	43.1	48.9	44.5	59.2	81.6	33.9
合 計	5,486.9	1,034.2	1,105.7	1,048.3	892.9	1,195.5	1,194.4	(865.5)

(注)・家畜共済及び園芸施設共済は年度の数値である。
・果樹共済の12年産は10月末現在の数値である。

共済金の支払状況の推移グラフ

(6) 無事戻しの推移

- ・ 平成 1 1 年度の無事戻しの金額は、総額で 6 2 億円であり、そのうち農作物共済が約 9 割 (5 3 億円) を占めている。
- ・ 無事戻しは、支払を受けた共済金を算定の基礎としているため、共済金と同様に自然災害等の多寡により変動する。

(参考) 平成 1 1 年度水稻の無事戻しの状況

- ・ 支払農家数 : 1 , 2 5 1 千戸
- ・ 無事戻し金 : 5 2 億円
- ・ 支払農家 1 戸当たり : 4 千円

無事戻しについて

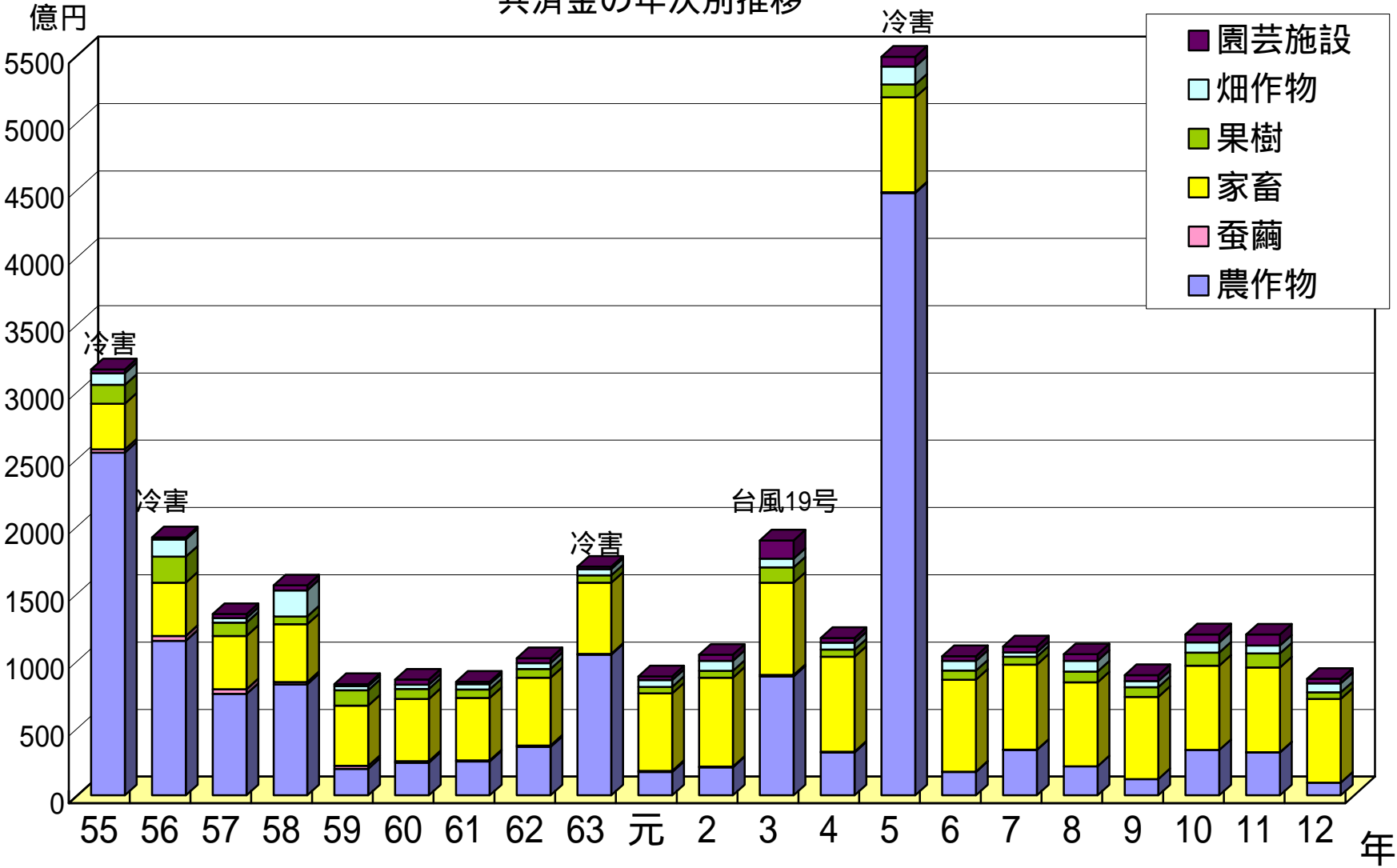
農業共済組合等は、毎年度、前 3 年度間に支払を受けた共済金及び前 2 年度間に支払を受けた無事戻金の合計額 () が、前 3 年度間の農家負担共済掛金の 2 分の 1 () に満たない農家に対して、総会等の議決を経て、 から を差し引いて得た金額を限度として、無事戻しを行うことができる。

無事戻しの推移

(単位 : 百万円)

	平成 7	8	9	1 0	1 1
農作物共済	3,921	2,874	21,585	6,104	5,338
蚕 繭 共 済	40	20	20	16	9
果 樹 共 済	287	198	175	359	87
畑作物共済	123	240	668	850	269
園芸施設共済	427	441	528	536	451
合 計	4,798	3,775	22,976	7,865	6,154

共済金の年次別推移



2 農業共済団体の組織

(1) 食料・農業・農村基本法における農業共済団体

- ・ 農業災害補償制度の実施機関である農業共済団体については、農業の担い手の育成や農業経営の安定に果たす役割を強めつつ、農業災害補償制度の円滑な普及・定着に向けた取組を効率的に展開できるような体制を整備するのに必要な施策を推進することとされている。

食料・農業・農村基本法(抄)

第3章 行政機関及び団体

(団体の再編整備)

第38条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

食料・農業・農村基本計画(抄)

4 団体の再編整備に関する施策

ウ 農業共済団体

農業共済団体が、農業の担い手の育成や農業経営の安定に果たす役割を強めつつ、農業災害補償制度の円滑な普及・定着に向けた取組を効率的に展開できるような体制を整備するのに必要な施策を推進する。

農業災害補償法(抄)

[共済事業の種類]

第83条 農業共済組合の行う共済事業は、次のとおりとする。

- 1 農作物共済
- 2 削除
- 3 家畜共済
- 4 果樹共済
- 5 畑作物共済
- 6 園芸施設共済
- 7 任意共済

(注) 任意共済事業としては、建物共済と農機具共済が実施されている。

(2) 組合等数の推移

- 昭和45年度より組合等の合併が進められており、昭和40年度の3,707組合等から平成13年は350組合等と、約10分の1に減少している。

組合等数の推移

年 度	昭和 4 0	5 0	6 0	平成 2	7	9	1 0	1 1	1 2	1 3
共 済 組 合	2,835	1,309	769	539	455	401	335	283	239	232
一 部 事 務 組 合 等	872	1,177	864	386	328	295	210	167	133	118
計	3,707	2,486	1,633	925	783	696	545	450	372	350
推移(40年を100 とした場合)	100	67	44	25	21	19	15	12	10	9

(注) 各年4月1日現在の数値である。

(3) 組合等合併の動向

- 昭和45年度以降、組合等が将来にわたり安定的かつ効率的に事業を実施し得る事業基盤及び事業実施体制の確立を図る観点から、組合等の合併を進めてきている。
- 現在、広域組合等(その区域が2以上の市町村にまたがる組合等)が全国の市町村数の98%をカバーし事業を実施している。

広域組合等の推移

年 度	昭和 4 0	5 0	6 0	平成 2	7	9	1 0	1 1	1 2	1 3
広域組合等数	13	192	374	515	504	464	406	358	305	298
広域組合等内の 市町村数 (A)	46	997	2,001	2,840	2,958	3,003	3,065	3,139	3,163	3,174
全組合等内の 市町村数 (B)	3,415	3,280	3,276	3,244	3,233	3,231	3,231	3,229	3,229	3,226
(A)/(B) %	1	30	61	88	91	93	95	97	98	98

(注) 広域組合等とは、その区域が2以上の市町村の区域に及ぶ組合及び一部事務組合をいう。

(4) 職員数の推移

- ・ 組合等の事務の合理化努力により、農業共済団体の職員数は、昭和40年度の約2万2千人から平成12年度には約1万人と5割弱に減少している。

農業共済団体の職員数の推移

(単位：人)

年 度	職 員 数			指 数 (昭和40年度 =100)
		農 業 共 済 組 合 連 合 会	農 業 共 済 組 合 等	
昭和 40	22,050	2,406	19,644	100
50	18,619	2,091	16,528	84
60	15,399	1,995	13,404	70
平成 7	11,549	1,610	9,939	52
10	10,644	1,501	9,143	48
11	10,248	1,462	8,786	46
12	9,831	1,404	8,427	45

(5) 農業共済団体の業務費

- ・ 平成12年度の農業共済団体の業務費は993億円、職員給料手当は592億円となっており、職員数の減少等により減少傾向にある。

農業共済団体の業務費の推移

(単位：億円)

年 度	8	9	10	11	12
農業共済団体等の 業務費	1,086	1,084	1,056	1,034	993
うち農業共済団体等 の職員給料手当	623	619	613	606	592

(6) 事務機械化の推進

- ・ 組合等、連合会、政府特別会計の3段階を通じたオンラインによるネットワークシステムを順次開発・稼働し、平成12年度には全事業について本格稼働に至っている。
- ・ これにより、事務処理の効率化の一層の推進が図られている。

3 農業共済関係予算の推移

- ・ 農業共済関係予算総額は、引受実績等を反映し近年減少傾向にある。

農業共済関係予算の推移

(単位：百万円)

項 目	昭和 6 0	平成 2	7	1 0	1 1	1 2	1 3
農業共済関係予算	157,601	138,068	155,358	139,804	138,170	133,610	131,313
共済掛金国庫負担金	99,293	80,038	90,442	80,560	79,804	76,063	74,112
事務費負担金	54,141	54,141	54,141	54,141	54,141	53,841	53,541
そ の 他	4,167	3,889	10,775	5,103	4,225	3,706	3,660
農林水産予算合計 (一般会計)	2,942,649	2,509,435	2,872,056	2,955,247	2,979,283	3,000,979	2,981,378
/ (%)	5.4	5.5	5.4	4.7	4.6	4.5	4.4

農政の変遷と農業災害補償制度の対応

平成 1 3 年 1 1 月
農林水産省経営局

年 代	農政の変遷等	農災制度の対応	備 考
戦 前	<p>明治以降の勸農策として畜産振興 家畜改良のための海外からの種畜導入に伴う家畜伝染病の著しい発生</p> <p>農業恐慌の発生とこれに対する農村経済更正の要請、地主・小作人の対立の深刻化と小作立法の展開（小作調停法（大13）、農地調整法（昭13））</p> <p>米穀事情の変化と米穀統制の強化（米騒動（大7）、米穀法（大10）、米穀統制法（昭8））、日中戦争を契機とした銃後農村経営の安定の要請等</p> <p>戦時下における食糧増産の要請の高まり（食糧管理法（昭17））</p>	<p>家畜保険法の制定（昭4） 畜産経営の安定と家畜改良への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜保険組合の設立と政府による再保険 ・ 牛、馬の死亡を対象 <p>農業保険法の制定（昭13） 災害時の農業経営の安定及び米価安定対策の実施と収入減の補てん等のための災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村農会又は養蚕実行組合を組合員とする農業保険組合の設立 ・ 農業保険組合連合会による再保険及び政府による再々保険 ・ 水稻、桑、麦及び水稻小作料を対象 <p>農業保険法の一部改正（昭18） 食糧増産の要請に対応した災害対策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生産確保が可能な補償水準の引上げ（単位当たり保険金額の引上げと支払割合の改定） ・ 純保険料に対する国庫負担の導入 ・ 市町村農会に対する共済事業開始命令の導入 	<p>家畜保険法制定以前は畜産組合による共済事業（畜産組合法（大4））</p> <p>国庫負担は、一般会計と食糧管理特別会計（米麦）又は日本蚕系統制株式会社（桑）が分担して負担</p>

年 代	農政の変遷等	農災制度の対応	備 考
昭和 2 0 年代	<p>終戦後の食糧危機と食糧増産の要請（強制供出：食糧緊急措置令（昭21））</p> <p>農地改革とこれによる自作農の創設（第1次（昭20）、第2次（昭21））</p> <p>災害の多発と農業共済団体の経営の悪化</p>	<p>農業災害補償法の制定（昭22） 食糧の再生産の確保と創設自作農転落防止への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻、麦、蚕繭、家畜を対象 ・ 農業共済組合、農業共済組合連合会及び政府の三段階制 ・ 当然加入制（組合員資格者） <p>共済金支払いの増大に対応した不足金対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再保険金支払基金勘定の設定（昭26） ・ 農業共済基金の設立（昭27） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金国庫負担の一般会計負担の明確化（昭27）
昭和 3 0 年代	<p>農業技術の向上等に伴う連年の豊作</p> <p>農業基本法制定（昭36）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立経営農家の育成 ・ 選択的拡大の推進（畜産、果樹振興） 	<p>農災法の一部改正（昭32） 共済団体の事業実施体制の強化と農家ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村移譲の導入 ・ 当然加入制の緩和（下限面積の設定） <p>農災法の一部改正（昭38） 事業運営基盤の安定、強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物共済の保険設計の変更（責任分担の見直しにより組合等の財務基盤を強化） ・ 当然加入制の緩和（下限面積の引上げ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 掛け捨てに対する農家の不満とこれを背景とした組合解散運動、事業休止への動きへの対応 ・ 同上

年 代	農政の変遷等	農災制度の対応	備 考
昭和50年代	<p>農産物の需要の動向に即した総合的な自給力の向上（昭53～）</p> <p>80年代農政の基本方向（昭55）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要の動向に応じた農業生産の再編成と生産性向上 ・ 中核農家の育成 <p>農地の流動化の推進（昭55農用地利用増進法）</p> <p>財政事情の悪化とマイナスシーリングの開始（昭58）</p>	<p>農災法の一部改正（昭51） 農業経営の多様化等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全相殺農家単位方式及び損防給付方式の導入（水稻） ・ 特定危険方式（果樹）の導入 ・ 肉豚の追加、家畜共済の国庫負担の拡充 <p>農災法の一部改正（昭55） 果樹農家の保険ニーズへの対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 半相殺農家単位方式の導入、共済支払方式の改善、災害収入共済方式の導入（果樹） ・ 家畜共済の国庫負担の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹共済の赤字対策

年 代	農政の変遷等	農災制度の対応	備 考
昭和60年代～ 平成当初	<p>21世紀へ向けての農政の基本方向（農政審報告、昭61）等</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産性の高い農業構造の確立 産業として自立し得る農業の確立 農産物の内外価格差の縮小等 <p>農業者・農業団体が主体となった水稻の計画生産のスタート（昭62～）</p> <p>新しい食料・農業・農村政策の方向（新政策：平4） 他産業従事者並みの年間労働時間・遜色のない生涯所得の実現、法人化の推進、経営体の主体的判断による生産調整等</p> <p>水稻作と転作を組み合わせた生産性の高い水田営農の確立等（平5～）</p> <p>ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意（平5）</p> <p>食糧管理制度の抜本的見直し（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律・新食糧法：平6）</p> <ul style="list-style-type: none"> 米の全量管理から部分管理へ移行、計画外流通米制度の導入等 	<p>農災法の一部改正（昭60） 農業経営の多様化、適地適産の推進等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険段階別料率の導入 超過累進国庫負担の縮減 水稻の当然加入制の緩和（下限面積の引上げ） 肉牛の子牛等の追加等 <p>農災法の一部改正（平5） 農業生産、農業者の保険ニーズの変化への対応、多様な担い手への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 果樹共済の災害収入共済方式の本格実施（対象果樹の制限撤廃、支払開始損害割合の引き下げ） 大規模農家（水稻・麦）の全相殺農家単位方式の特例適用 農業生産組織を対象とした加入方式導入 水稻共済の超過累進国庫負担の廃止（一律2分の1） 	<ul style="list-style-type: none"> 台風19号被害（平3：りんごの落果被害等） <p>平成5年大冷害（支払共済金5,500億円）</p>

年 代	農政の変遷等	農災制度の対応	備 考
平成10年頃～	<p>新たな米政策大綱（平9）の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 水田麦・大豆・飼料作物の生産振興緊急対策の実施、稲作経営安定対策の創設等 <p>新たな麦政策大綱の制定（平10）</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間流通の仕組みの構築、麦作経営安定資金の導入等 <p>農政改革の推進（食料・農業・農村基本問題調査会答申、農政改革大綱、農政改革プログラム制定（平10））</p> <ul style="list-style-type: none"> 意欲ある多様な担い手の確保・育成、市場原理の活用と農業経営の安定、農業団体の見直し等 <p>食料・農業・農村基本法制定（平11）、同基本計画制定（平12）</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料の安定供給の確保、農業の持続的発展等 <p>農業構造改革の推進（農業構造改革推進のための経営政策（平13））</p> <ul style="list-style-type: none"> 育成すべき農業経営に施策を集中し、望ましい農業構造を実現 構造転換に取り組む経営の価格変動リスクを軽減するセーフティネットの整備 農災制度について農業経営マインドの醸成や制度の効率的・安定的な運営に資する等の観点から検討 	<p>農災法の一部改正（平11）</p> <p>大規模農家等意欲ある担い手の育成、農業経営の安定等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜共済の改善（新たな事故除外方式の導入、肉豚の年間一括加入方式の導入等） 麦の災害収入共済方式の導入 農業共済事業の二段階制の導入 農業共済基金の廃止とその業務の農林漁業信用基金への承継等 	<p>特殊法人等の整理合理化（平9閣議決定）</p>

農業災害補償制度検討の視点

平成13年11月
経 営 局

農業は、自然に依拠して営まれ、特に、我が国は気象変化の激しいアジアモンスーン地帯に位置し、風水害、冷害、病虫害等の様々な災害による被害を受けやすく、その程度も大きなものとなりやすい。

このような我が国農業をめぐる自然的条件の中で、農業災害補償制度は、昭和22年の法制定以来、幾度かの制度の改正を経ながら、我が国の農業災害対策の根幹として、農業経営の安定に大きく貢献してきた。

一方、我が国の農業をめぐる状況は、耕地面積の減少、担い手となる農業者の減少・高齢化など大きく変化しており、このような厳しい状況の中、農業の持続的な発展を図るため、効率的・安定的な農業経営の育成に向けて、農業の構造改革を加速することが強く求められている。

農業災害補償制度が今後ともその機能を十全に発揮していくためには、農業の実態を踏まえ、農政の展開方向に則しつつ、その在り方を幅広く検討・見直していくことが必要となっている。

1 我が国農業をめぐる状況

(1) 農業生産の基盤となる耕地面積については、近年においても減少が続いている。我が国の耕地面積は、平成8年の499万haから平成12年には483万haまで減少している。田面積も減少し、平成12年には264万haとなり、水田率は55%弱で推移している。

また、農業生産については、主な作物の作付面積と収穫量の状況を見ると、作目に応じて異なる動きを示している。水稲は作付面積・収穫量とも減少している一方で、小麦や大豆は作付面積・収穫量とも増大している。特に、大豆は、水田転作の拡大に伴い水田における作付面積が大きく増加している。

(2) 農家戸数について見ると、平成12年2月現在、総農家戸数は312万戸であるが、主として農業所得により生計を立てる主業農家が50万戸、準主業農家が60万戸となっている。農家戸数については、昭和30年代半ばから一貫して

減少を続け、減少率は近年拡大している。

また、農家人口についても、農家戸数の減少と併せて、昭和35年（3,441万人）の半分以下（平成12年1,346万人）にまで減少している。

（3）農家の経営規模については、平成7年と比べて、都府県では4ha以上、北海道では50ha以上の階層の農家が増加している一方で、それ未満の階層では減少しており、経営規模の大きな農家が増加している。

畜産についても、多頭飼養化が進展しており、また、施設園芸については、施設の大型化が進んでいる。

（4）農産物流通については、産地間の競争が激しくなっている中で、例えば、米では、大きさ、等級等を含めて品質の高い米に対する市場ニーズが定着している状況にあり、市場のニーズへの的確な対応が求められている。

（5）農家所得について見ると、販売農家の農業所得は平均108万円であり、農家総所得828万円の1割強に過ぎないが、主業農家については、農家総所得942万円のうち農業所得が506万円（北海道では農家総所得903万円のうち農業所得が558万円）を占め、農業所得への依存度が大きい担い手層ほど、自然災害を含めた経営上のリスクの影響を大きく受ける状況となっている。

2 今後の農政の展開方向

（1）このように農業をめぐる状況が厳しくなる中、平成11年には、食料・農業・農村基本法が制定された。同法では、今後の農業政策の展開方向について、農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現することが必要であり、このような考え方に沿って各般の施策を展開することが必要であるとされているところである（基本法第21条）。

また、専ら農業を営む者その他経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開することができることが重要であると規定されている（基本法第22条）。

（2）さらに、近年の農産物価格の低迷の中、農業経営の安定を図るため、本年8月、農林水産省として、「農業構造改革推進のための経営政策」を取りまとめ、農業経営に関連する施策について、見直し・再編を行うこととし、

その中で特に重点的に講ずべき施策を明らかにするとともに、農業経営関連施策を「育成すべき農業経営」に対し集中的・重点的に講じること等により、農業の構造改革を推進し、食料・農業・農村基本法及び同法に基づく基本計画が目指す「望ましい農業構造」の実現を図ることとしているところである。

3 農業災害補償制度の位置づけ

- (1) 食料・農業・農村基本法は、農業災害対策について独立した条項を設け、「国は、災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、農業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるもの」と規定している（基本法第31条）。

農業災害補償制度は、この「災害による損失の合理的な補てん」を行う施策として、農業災害対策の根幹を担う施策と位置づけられる。

また、基本法に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画（平成12年3月閣議決定）」においても、同様の位置づけがなされているところである。

- (2) 気象条件や農業生産条件が多様な我が国においては、農業災害の態様も農家ごと品目ごとに多様である。このような条件の下、今後とも農業災害に対応して農業経営の安定を図るためには、災害による損失の合理的な補てんを図るという現行農業災害補償制度の枠組みの下で、被害の実態に即して、農家ごと品目ごとに損失を適切に補てんしていくことが必要であると考えられる。

- (3) また、担い手となる農業経営の育成、農業における構造改革が求められている中、農業災害補償制度については、その基本的な枠組みを維持しつつ、政策全般の展開方向に沿って、検討・見直していくことが必要である。さらに、財政事情が極めて厳しい状況の中、制度の持続可能な運営を図るため、一層の効率化に努めていくことが不可欠である。

これらを踏まえ、「農業構造改革推進のための経営政策」において、農業災害補償制度については、農業経営者の多様な経営感覚が生かされるようにするとともに、制度の効率的・安定的な運営に資する等の観点から、必要な検討を行うことが適当であるとされているところである。

4 農業災害補償制度検討の視点

(1) 担い手農家等の経営感覚が生かされる制度の在り方について

今日の農政の課題が、効率的かつ安定的な農業経営の育成とこれらが農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、また、農業生産について、品質、価格等の面で需要に見合った国内産の農産物の供給に施策の重点が置かれる中で、農業災害補償制度については、事業の内容等が画一に流れ、農業経営や農業生産の動向、担い手農家等のニーズの変化への対応が十分でない面がある。

例えば、補てんの仕組みについて、引受方式は、基本的に組合単位による選択となっており、また、共済金の補償割合も引受方式によって固定されているなど、農家の選択の幅が必ずしも農家の意向に合うものとなっていない面がある。

農業経営や農業生産の多様化が進む中で、担い手農家等の共済ニーズにも多様化しているところであり、これに対応するため、引受・補償等の仕組みについて、保険技術上の実施可能性にも留意しつつ、農家ごとの選択の幅が広がるような補償の在り方について、検討していくこととしてはどうか。

また、これまで、農業生産の多様化に伴い共済内容の充実が図られてきたが、農業生産や農産物流通の実態に十分対応していない面が見られるようになってきているところであり、農業災害の実態に対応する観点から、各共済事業について、農家の多様な要請に配慮した新たな共済メニューの導入など、補償の在り方等について検討していくこととしてはどうか。

(2) 制度の一層の効率的・安定的な運営について

厳しい財政事情の下、多額の国費を投じて運営されている本制度に対し、財政資金の一層の重点的・効率的な使用が要請されており、補償の在り方を含め制度全般についての効率性に留意していくことが必要である。

また、農業災害補償制度は、保険の仕組みを採るものであり、中長期的な収支均衡を図るという要請を踏まえ、制度の安定的な運営に配慮していくことが必要である。

農業災害補償制度は、農業共済組合（又は市町村）、農業共済組合連合会、政府（特別会計）の三段階を基本として運営されているが、そのうち農業共済組合等については、事業運営基盤の強化、事業の効率的執行の観点から広域合併が推進されてきたところである。

今後においても、事務の機械化や損害評価等の事務の簡素化を進めるとともに、上述の（１）で検討される補償の在り方に対応した損害評価等の実施体制・業務運営の在り方について検討していくこととしてはどうか。

5 経営所得安定対策との関係の整理

（１）農産物の価格の変動による経営リスクの軽減を図るため、現在、農林水産省として、経営所得安定対策の検討を進めているところである。

経営所得安定対策の検討方向を示した「農業構造改革推進のための経営政策」においては、「災害のために収量が減少した場合の減少分に対する補てんが基本である農業災害補償制度との関係については、両制度の目的と果たすべき役割が異なるため、基本的には競合関係にはない。しかしながら、両制度の発動により、重複補てんとなる場合も考えられることから、お互いに適切に機能・役割分担を行えるよう整理する方向で、検討を深めることが適当ではないかと考えられる」とされているところである。

（２）経営所得安定対策と農業災害補償制度との関係の整理については、現時点では、経営所得安定対策の具体化のための検討調査が行われている段階であり、経営所得安定対策の具体的な姿が明らかでないことから、今後、その姿が明らかになっていく段階で、両者の関係について検討を行っていくことが必要であると考えられる。

農業災害補償制度検討の視点

我が国農業をめぐる状況

- 耕地面積の減少
 - ・平成8年499万ha → 平成12年483万ha
 - ・麦・大豆の作付の増大
- 農家戸数の減少
 - ・農家戸数312万戸、主業農家50万戸(H12)
- 経営規模拡大の進展
- 高品質に対する市場ニーズの定着
- 担い手層ほど大きな経営リスク
 - ・主業農家の農家総所得942万円
うち農業所得506万円

我が国農業の特質と農災制度

- 我が国農業は、気象変化の激しいアジアモンスーン地帯で営まれ、風水害、冷害、病虫害等により頻繁に被災
- これまで、農災制度は我が国の農業災害対策の根幹として、農業経営の安定に大きく寄与

農政の展開方向

- 食料・農業・農村基本法（新基本法）の制定（平成11年）
 - ・効率的かつ安定的な農業経営の育成
 - ・経営意欲のある農業者の創意工夫を生かした農業経営の展開
- 農業構造改革推進のための経営政策（新経営政策）の策定（平成13年）
 - ・農業経営関連施策の見直し・再編
 - ・農業構造改革の推進

農災制度の位置づけ

- 新基本法での位置づけ
 - ・災害による損失を合理的に補てんするものとして、農業災害対策の根幹
- 新経営政策での位置づけ
農災制度について、以下の観点から検討
 - ・農業経営の経営感覚の醸成に資する
 - ・制度の効率的・安定的な運営

検討の視点

- 1 担い手農家等の経営感覚が生かされる制度の在り方について
 - ・事業内容等が画一的。農業経営や農業生産の動向、担い手農家等のニーズの変化への対応が不十分
 - ・農家ごとの選択の幅が広がるような補償の在り方について検討
 - ・農業生産・農産物流通の実態を反映したメニューの導入等補償の在り方について検討
 - 2 制度の一層の効率的・安定的な運営について
 - ・制度全般についての効率性・安定性に留意
 - ・事務の機械化・事務の簡素化の推進。実施体制・業務運営の在り方について検討
- 経営所得安定対策との関係の整理
 - ・基本的には競合関係にはない。
 - ・お互いに適切に機能・役割分担を行えるよう整理

農業災害補償制度検討会スケジュール（案）

日 程	事 項
平成 1 3 年	
1 1 月 2 2 日(木)	第 1 回農業災害補償制度検討会 ・ 農災制度の現状と課題 ・ 検討の視点
1 2 月 1 0 日の週	第 2 回農業災害補償制度検討会 ・ フリートーキング及び検討項目の整理
平成 1 4 年	
1 月～	(現地視察を検討中)
	第 3 回農業災害補償制度検討会 ・ 果樹・畑作物・園芸施設共済の課題と対応方向
	第 4 回農業災害補償制度検討会 ・ 家畜共済の課題と対応方向
	第 5 回農業災害補償制度検討会 ・ 農作物共済の課題と対応方向
春～夏	実務者検討会（計 3 回程度）
～ 秋頃	第 6 ～ 8 回農業災害補償制度検討会 ・ 実務者検討会の検討内容の報告 ・ 論点整理 ・ 取りまとめ